

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

六戸町の総人口は、平成 27 年の国勢調査によると 10,423 人で平成 12 年からほぼ横ばいで推移しています。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計人口によると、2040 年の本町人口は 8,764 人と推計されています。また、国勢調査による年齢別人口比較をみると、生産年齢人口（15～64 歳）では、平成 17 年から平成 27 年で比較しても 4.5%減となっています。

本町の産業別の構成内訳（平成 27 年国勢調査時）は、第一次産業が 20.7%、第二次産業が 25.0%、第三次産業が 54.3%で就業者総数は 5,344 人となっています。

民間事業所数は、平成 8 年の事業所・企業統計調査では 383 事業所であったものが、平成 26 年の経済センサス基礎調査では 356 事業所と 7%減少しています。また、平成 26 年の工業統計によると、本町の製造業は、事業所数が 20 事業所、従業者数は 403 人であり、平成 20 年と比べて事業所数、従業者数は 20%以上減少しています。

本町の工業は、古くからの地場産業と金矢工業団地への誘致企業で構成されていますが、地方における景気回復の遅れの中、既存の中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、本町には小規模事業者が多く、周辺への大型店の進出やコンビニエンスストアの増加により購買力の流出が続き、経営者の高齢化や後継者不足とも相まって、廃業する店舗が増加するなど、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような状況の中、生産性向上等に取り組む中小企業者等を支援していくことは、地域経済の活性化の点からも喫緊の課題となっています。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、六戸町経済の成長と発展を図ります。そこで、本町においては、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

六戸町の産業は、農林業、製造業、建設業、小売業等と多岐に渡り、多様な業種が本町経済及び雇用を支えています。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

六戸町は、青森県の南東部に位置し、東西 10 km、南北 15 km、総面積は 84.06 平方キロメートルで南北にやや長い形をしています。

本町の産業は、広域に渡って立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現するために、本計画の対象区域は、町内全域とします。

(2) 対象業種・事業

六戸町の産業は、農林業、製造業、建設業、小売業等と多岐に渡り、多様な業種が本町経済及び雇用を支えています。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネルギーの推進など多様です。したがって、本計画においては、労働生産性の年率 3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とします。(ただし、国が同意した日から生産性向上特別措置法の廃止日までとします。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者において 3 年間、4 年間又は 5 年間のいずれかの期間を選択し、設定するものとします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定確保を前提に、生産性の向上を後押しする観点から、人員削減を目的とした取組みは先端設備等導入計画の認定の対象としません。

また、健全な地域経済の発展と納税の円滑化及び公平性に配慮し、公序良俗に反する取組みや反社会勢力との関係が認められる場合、又は、町税の滞納がある場合には先端設備等導入計画の認定の対象としないものとします。

さらに、公的な支援対象として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号第 2 条により定める営業内容等））については先端設備等導入計画の認定の対象としないものとします。

（備考）

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。